(不誠実対応⑤)

悠生君が見つかった時、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君と事故を起こした当該 従業員及び、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)との面談を、一度は承諾したのにも関わら ず、一方的に反故にした上、直前まで放置。その事を遺族側が指摘しても誤魔化している。

この悠生君が命を落とした事故は、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が約束していた安全 対策を破ったことに起因する。しかしまた同じように、約束を破ることを平然と、アルプス の森(施設長:宇津慎史)は、悠生君が見つかった時にも行ったと遺族は感じている。

(詳細事項)

悠生君が見つかった日(令和 4 年 12 月 16 日)に、遺族側は事故を起こした従業員と児童発達支援管理責任者:宇津雅美)に死亡してしまった悠生君に会いに来るように依頼した(同日 15 時 24 分)。

この時点では、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は悠生君との面談を了承していた。悠生君は行方不明になってしまい、死亡した状態で見つかったので、警察側は異常死として考え司法解剖の適応となった。従って、遺族が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」にかけた15時24分の電話において、警察から司法解剖が終わり、遺族と悠生君との面会が可能になる事が決定したタイミングで、再度、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に電話をかけることを説明していた。

また遺族は、令和 4 年 12 月 16 日は金曜日であり週末なので、通常の司法解剖では、見つかった遺体をドライアイスなどで保存し、週明けの月曜日に行うこともあるが、悠生君の司法解剖は、大阪大学の法医学教室側が直ぐに対応してくれるため、同日の 19 時半から 21 時の間、(特に物理的に殺害された可能性が無ければ 21 時にもならない)には完了すると説明を受けていた。勿論、この情報は遺族からかけた 15 時 24 分の電話において、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」にも提供している。

その後遺族は、警察からの連絡があるため、悠生君遺族は、同日のこの時間帯は電話をずっと待っていた状態であった。悠生君の司法解剖が終了し、吹田警察署に悠生君が戻ることが決まったタイミングにおいて再度(20 時 1 分)、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に電話したところ、施設長(宇津慎史)が電話に出た。その時の返事は、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件の用事で忙しく、悠生君に会いに行く事はできないといきなり昼間の約束を反故にする発言をしてきた。

勿論、この一方的に「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」がこの大切な約束を反故にすることに対する説明は、昼間 (15 時 24 分)の遺族側が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に電話して以降、吹田警察署に悠生君が大阪大学から戻ってくることが決定し、その説明の電話を遺族側が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に電話をかけるまで、一切、なかった。

すなわち、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側は、約束していたにも関わらず、一方 的にその約束を反故にし、さらにはその状況を放置していた。

この内容があまりにも、死亡事故を起こした施設として無責任な対応だったため、遺族側は、何故、悠生君に面談をするとの約束を一度は承認したものの、一方的にその約束を反故にし、かつ悠生君が吹田警察署にくる直前まで、その「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が決定した内容を遺族側に伝えなかったのか。また、警察から連絡のあった遺族が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に電話するまで放置したのかを尋ねた。この事に対する返答は、以下内容である。

冷静な対応が困難であると考えた時間を、清水君が吹田警察署にくる直前まで放置していたとありますが、当社では直前では無かったものと記憶しております。

(回答書(令和5年7月7日付より一部抜粋)

この悠生君との面談の約束を土壇場で反故にした理由を色々、「アルプスの森(施設長: 宇津慎史)」側は説明しているが、どれも施設側の道徳観を疑うものであり、社会通念上あり得ない事を主張している(これらの出張の詳細については、別途、本ホームページにて公開させて頂く)。

このあり得ない説明の一つに、上記の「冷静な対応が困難」が存在する。しかし、この意味も遺族側としては理解に苦しむ。以下内容の記載が「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」から回答書(令和5年3月16日付)にあることから、冷静な対応が困難であるのは、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)であるとの認識らしい。

このような状況の下で、宇津等が、清水様と直接お目にかかっても冷静な対応が 困難であると考えたことも、吹田警察署へ行かなかった理由です。

(回答書(令和5年3月16日付より一部抜粋)

ではこの「冷静な対応」とは何かについて検討した。少なくても、遺族が「アルプスの森 (施設長:宇津慎史)」にかけた電話(20 時 1 分)において、悠生君の母親は施設長(宇津慎 史)より謝罪要求を受けている (不誠実対応①参照)。

この時の電話において、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は悠生君の母親が、前日に児 童発達支援管理責任者(宇津雅美)に対して発した暴言について謝罪をするのであれば、悠生 君の面談に行ってあげても良いとの発言をしている。

この発言は、同電話において3度も繰り返された。従って、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側が上記回答書(令和5年3月16日付および、令和5年7月7日付)において、

定義されている「冷静な対応が困難」である人物は、宇津兄弟(宇津雅美および、宇津慎史)であり、悠生君の遺族に対しての怒りがあるから、「冷静な対応が困難」となったと解釈するのが妥当である(他にもこの検討すべき、「冷静な対応が困難」に対する事象があるため、今回は、この「冷静な対応が困難」に対する検討の詳細は行わいない事とし、別途、説明させて頂く)。

重要なのは、どちらにせよ、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は一方的に約束を反故に する決定を行い、その決定内容を遺族には自らは一切伝えなかったことである(施設側は遺 族側がかけた電話において約束を反故にしているが、それまでの間、施設側から遺族への連 絡は一切なかった)。

そのため、吹田警察署に悠生君が戻ってくることが決定し、大阪大学からの搬送を今から 行うと連絡が、警察から遺族側にあった時点で、遺族はアルプスの森(施設長:宇津慎史)に 電話している。

遺族はこの電話で上記の約束を反故にされたのであるから、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」悠生君に面談する直前で裏切られたと認識するのは妥当であると思われる。

従って、回答書(令和5年7月7日付)に記載している、「当社では着前で無かったものと 記憶しています。」の記載がまた、状況を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が如何に、 本事故に真摯に向き合っていないかを証明している。

遺族がどれだけ「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に情報を与えても、その情報に対して、まともに反応を示していないことが解る。